

令和 8 年度（2026）第 1 回出雲市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

1. 開会	本協議会を公開で開催、傍聴者なし
2. 部長あいさつ	省略
3. 会長・副会長 選出	会長に原 広治委員、副会長に高見 聡子委員が選出された。
4. 会長あいさつ	省略
5. 諮問	市長代理 健康福祉部長から原会長へ諮問書手交
6. 議事	
会長	第 3 次出雲市障がい者計画、或いは第 8 期の出雲市障がい福祉計画、或いは第 4 期出雲市の障がい児福祉計画、この策定について、事務局の方からご説明いただきたい。
	（事務局説明）
会長	事務局の説明に対し、ご意見、質問があるか。
A 委員	6 ページの障がい者の計画について、特に、相談支援とか福祉サービス等のことに関してはやはりマンパワーとか、いろいろ財源がないとやっていけない問題があると思うが、この計画を実行するにはどういう財源を使うのか、出雲市の財政の中で、何%ぐらい確保ができるかということで、調べてきたら、国において、消費税がたくさん取られるようになった平成 26 年度から、国で消費税増税分等を活用した財源支援制度を設立してる訳である。各都道府県において設置したり、各都道府県は、そういう計画を作成し、市町村におろしているということで、これは福祉部門の皆さんにはご存じだと思うが、この中身を見ると、医療従事者の確保に対する事業とか、介護施設の整備に関する事業とか、そういう介護従事者の確保とか、いろいろそういうお金が、消費税があれだけ取られて、たくさん福祉に使うということから、消費税は出発したはずだ。そういうふうに思うと、このこういう基金を、出雲市においてはどのように、この計画に反映されるかどうか。その辺を質問したいと思う。
事務局	先ほどの財源の関係だが、基本的に障がい者施策に関しては、国と県の交付金や補助金等を使ってやっている。内容によって、その割合とか違ったりするが、大体多いのは国から 2 分の 1、県から 4 分の 1 というような割合で交付されて

	いる状況だと思うので、基本的にはそういったものを活用してやっていく。国の方からも、今後それを下げるとかいうようなところは、今のところは聞いてはない。国や県の情報をとらえながら、計画実行の財源の確保も含めて併せて考えていきたいと思う。
会長	A委員の先ほどの質問は計画に基づいて当然実施してもらうが、その時のお金っていう部分は大丈夫か、ということでよいか。
A委員	そういう意味で、先ほど質問した。地域医療介護総合確保基金というものを使われるかどうか。それは全く手をつけてない、または出雲市は何も知らないかどうか、そこら辺を聞きたい。
事務局	今の委員から質問があった基金というのは、国が持ってる基金をそこから県の方に金が1回流れている。そこで県からいろいろな補助金というのを作っており、その補助金を高齢者福祉課と医療介護連携課の方でいただいている。福祉の方にはその基金からの財源は使っていないという状況だと認識している。
会長	他に質問があればお願いします。
B委員	障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児の方の福祉計画も見させていただいて、いろんな項目があるが、例えば、施設から地域という計画はとてもよくわかる。 しかし、今すごく問題になってるのが、家にひきこもってしまったり、学校に行けなかったり、保育園とか幼稚園へ繋がらなかったり、地域の中で、家庭外の、いろんな機関に病院とかに、繋がらないというような問題が精神障がい者などでは特に起きていて、それに対する、サービスがどこに入るのかなと思いつながりながら、基本計画を見ていた。聞くところによると、関西の方などでは、アウトリーチという言い方で、病院といろんな関係機関のスタッフがチームを組んで、家に訪問して、だから訪問サービスになるのかなとは思いますが、そういう地域になかなかつながらない人達のサービスを行ってるというのを聞くが、出雲市はその辺どうなのだろうかとちょっと質問させていただいた。
会長	今回議論いただくのが骨組み、計画の骨組みのところ。 確かに今のような状況はある。それに対してそれぞれ専門が一緒になってかかっていくという、そういうイメージか。そういうことなどを、どこの項目に入るのか或いは、内容としてそういうものが必要となれば、今後先の議論なるが、入れてもらっていくということだと思うが、いかがか。

事務局	今、お尋ねのひきこもりのことだが、計画のところ、そういった説明は入ってなかった、検討していく内容になるかと思う。 出雲市の支援としては、ひきこもりの相談窓口というところで、福祉推進課の方でも設けているし、今、年代が若い方から不登校などになると学校の関係とかもあると思うので教育委員会だったり、子ども・若者支援センターでも相談できる。また、アウトリーチという部分もちろん市の方でも実施をしていたり、社会福祉協議会とも協力し合って実施しているが、なかなかその問題解決の時間がかかるということもある。いろいろな支援をしているが、計画のどこに入れるかというのは検討が必要かなと思う。先ほどのチームというところ、ケースに応じていろいろな関係者と連携を取りながら、まずはその情報を、今、やってるひきこもりの相談をどこに相談すればいいかというところを少し周知するところをやっていかないといけないと思ってる。 福祉サービスにすぐは繋がらないかもしれなが、いろいろな関わりの中で何かのきっかけで、福祉サービスというか相談支援員に繋がったりとかどこかに繋がると、家族だけで抱えるのではなくて、一緒に考えていく取り組みは現在もやっているところである。
会長	また、今後議論が出てくるのではないかなと思うのでよろしくお願ひしたい。
A 委員	6 ページの相談支援体制の中に、やはり精神障がい者がこれから高齢になって、そういう障がい者がひどくなるというか、そういう部分もあるし、また認知症の人が増えていくということで、よく防災無線で認知症の人がおられなくなったので、皆さんどうのこうのっていうような放送が流れる。そういうふうな問題については、どういうところに入るのか、それはもう、認知症対策は別物なのか、そこの辺はいかがかなと思っているが。実際には、精神科に入院してる認知症の人も多いし、精神科にかかっている通院してる人も多いが、その辺はどういうふうに考えたらいいか。やはり、2 番の項目、3 番の項目の中に含んでいただきたいなと思った。
会長	これについても、事務局の方で検討いただいてよろしいか。
事務局	この障がい者関係の計画以外に介護計画なども、別途立てている。その中のすみ分けや連携を考慮しながら、計画していきたいと思う。
会長	他の点は、よろしいか。
C 委員	1 点だけ、出雲圏域の地域精神保健福祉協議会において、圏域課題として住まいの確保というのが課題として挙がっている。精神障がいがあるということで

	アパートの入居が難しかったり、保証会社の入居審査がおりないとか、保証人とか緊急連絡先がないっていう方がなかなか、住居が借りられないというところがあって、住まいが見つからず、社会的な入院を強いられている方もいらっしゃるという現状がある。島根県の障がい者基本計画の中、5 ページだが、その中にも施策の方向として、地域生活の充実の中に、サービス基盤の整備としての居住の場の確保とあるが。出雲市の取り組み、計画の中で、どこの方に盛り込まれるかというところも聞いてみたいと思う。
7. 報告事項	会長 住まいの確保ということ。とても重要な話、先ほど事例としてもお話いただいたが、結果としてなかなか確保できていないという状況は確かにあるということだと思うが、これに関してどのようにもっていくのかというところ。C 委員、これは後で検討してもらったということではよろしいか。では、これまたよその課等の云々あるかと思うが、それは摺り合わせていただいて、大変重要なことの 1 つだろうなと思っているのでよろしくお願ひしたい。 もしまた何かあれば、事務局から説明していただけるとよいと思っているのでお願ひしたい。 ここで、話題を次に移すが、よろしいか。報告の方に移るがよろしいか。 会長 では報告事項の方に入りたいと思う。 まず 1 つ目、昨年度の障がい福祉サービスなどの状況について、まず事務局の方からお話いただく。 (事務局説明) 会長 事務局の説明、ひとまずこれでよろしいか。資料の 2 に基づく説明。いろいろな観点からの説明だった。これに関して質問があるか。 B 委員 就労選択支援というのがある。始めたばかりだという説明を受けたが、就労継続支援 A 型 B 型、それに就労定着支援っていうのはわかるが、就労選択支援というのはどういった内容のものなのか。私は初めて聞く言葉で、ちょっとわからないなと思ったので、質問した。 会長 4 ページの一番下にある就労選択支援の概略を説明いただきたい。 事務局 就労選択支援というサービス自体が令和 7 年度 10 月から新しいサービスとして加えられて、就労系のサービスの一環として、どういったことをするのかというと、実はこれまでも就労移行支援というサービスでやっていたが、就労ア

	セズメントといって、初めて福祉就労を選ばれる方や、今まで働いたことがない方についてはまず、本人の今の状況だとか、体の具合だとか、どのくらい就労業務ができるかというところを、確認する。そのうえで、その方が最も合った方向性というか、就労B型がいいのかとか就労A型がいいのかもしくは一般就労できるのかとかというところを、お聞きしたり、実際やってみて、どのくらいできるのかというところを確認させていただく。そのうえで、本当にその方がマッチしたサービスを使っていただくというのをまず見極めましょうというサービスがこの度、昨年の10月からスタートした。ただそれをするがためにはそういったサービス事業所がないといけませんが、国の方では全国で何事業所ぐらいはと設定はしていたが、なかなか事業者からの希望がない。松江市に事業所があり、そこの事業所が出雲もエリアとしてやりますよということで、辛うじてその事業所をお願いすることはあるが、事業所がないというのが今ネックになっている。今後事業所を増やす政策も多分国の方でもされると思うので、今後は多分、どんどんできてくると思う。サービスの内容としては、これまで例えば、障がいをお持ちで、就労B型でいけばいいと本人は思っておられても、本当の能力というか、本当にその方は就労B型がいいのかとか、というのはなかなか端から見てもわからない部分もあった。そういったところを1つずつチェックをしていって、本人に最も合った就労系サービスであるとか、もしくは一般就労の就労、福祉枠とか、そういったところも視野に入れながら最もあったところを適正に選ぶというのがサービスの本質というか、目的である。
会長	他に質問があるか。よろしいか。もしまたあれば、後の方でもお願いしたいところだが、では続いての説明。 昨年度の障がい者の基幹相談支援センター、この状況について、お話いただく。 (事務局説明)
会長	事務局或いはあんどからもお話いただいた。これに対して何か質問があるか。
A 委員	最後の事業報告書の中にある、相談者が本人とその次の本人以外というのは何が含まれているか。結構数が多いので、この本人以外の中身は何かということと、もう1つ、相談項目の中にあるところの権利擁護に関する相談というのがあるが、これに関して、その中身がわかれば教えていただけたらと思う。
事務局	本人以外の内訳だが、本人以外のこの615件の数字の内訳がその下のところに書いてあり、家族からの相談であったりとか、地域住民の方、相談支援事業所、サービス提供事業所、その他、これと合計すると、本人以外の615件の数にな

	る。権利擁護に関する相談だが、具体的な内容がどのようなだったかなっていうのバツと出てこない。記録を見返してみないとはっきりとした内容が出てなくて申し訳ない。
会長	A 委員どうか。よろしいか。
A 委員	また、何らかの形で教えて欲しい。 もう 1 点、4 ページの 7 番に障がい者虐待の防止っていう部分で、この場でお話していいか、この項目になるんだと思うが、出雲でも、今年の 4 月からか、ある株式会社の施設が出雲市内にオープンした。この間、島精連の総会の時にちらっと情報を得たのは、松江もこの施設があるが、そこで虐待が起きたということが、わかったっていうふうなことが情報としてあった。そういうことで、なかなかやっぱり障害者虐待については、いろんな厳しい問題もあるが、いろんな問題が含まれているし、スタッフ側、それから預けた親御さんとか家族の問題もあるが、こういう問題について、やっぱりこれからきちっと対応ができるシステムとしては、出雲市においても、障がい者のそういう相談支援センターというのが、きちんと福祉のしおりの中にも書いてあるが、そういうところに相談するんだというふうに、もっと周知をしていただきたいなということと、やっぱりもっと、どう言うのか弁護士と一緒に、司法の立場からの介入というものも考えていただけたらなというふうに思い、発言した。
会長	問題提起も含めたお話だったと思う。
事務局	障がい者虐待の関係だが、福祉推進課の方に、障がい者虐待防止センターを持っており、各事業所や各施設については、何らか、虐待と思われる案件があれば、すぐに報告しなさいということで、通知というかお願いをしている。それは、事業所としての義務なので、そういうふうな流れになっている。
事務局	先ほど弁護士の話が出たが、出雲市でも専門家チームというところで、弁護士だったり、警察だったり消防だったり虐待の事案に応じてそういったところに相談できるというような体制は整えているのでそのこともお伝えしておく。
会長	体制が整えてあるが知らないという部分があると困るので、またそれについてもよろしく願いしたい。 では続いての説明、資料の 4 つめに入る。7 年度の専門部会の活動報告、或いは 8 年度の計画。これについて事務局からよろしく願います。 (事務局説明)

会長	この専門部会に関するご質問時間はとっていないが、また何か気づいた点あれば、事務局のお話いただきたいと思う。この専門部会はとても出雲市は特徴的な取組の1つで、痒いところに手が届くというか、より細かな協議が行われているというふうに認識している。またこういったところにも、うまくリンクしながら、私たちの計画づくりにも、介入できたらいいなと思っている。よろしくをお願いしたい。 この他に何かあるか。報告内容は一応はここまでだが。 全体を通して何か質問、或いは意見とか或いは情報提供があれば、願います。
D 委員	質問がある。今日全体の中で、強度行動障がいに対する施策というのは出雲市の場合は、最近この強度行動障がい、当センターにも相談が入るが。そういったところでの施策というのはどういうふうな形になってるのが、実際ずっと探してみたんですけど、言葉がないしどういうふうな動きになってるのかなというのをちょっと知らせていただくとありがたい。
会長	これは情報ということで少し、今わかる段階のものをいただければいいということでもいいか。
事務局	前回の計画の中にも項目として入っており、障がい福祉計画の相談支援体制の充実強化の部分のところの重度障がい者医療的ケアが必要な方への相談支援のところ、強度行動障がいも項目としてはある。引き続き地域の関係機関が連携した支援の充実というところの内容にはなっている。資料1-1のところ、6ページの具体的な施策と成果目標の2番の(2)のところ、言葉としては載ってないが、今も含まってるので、引き続き入れる予定にしている。
会長	今回の資料には、文言としては出てないけどということか。D委員、今後議論中でもっと必要ということであればお話いただきたいと思う。
D 委員	そう。やはり入れていただく必要性は、結構研修等もあるはずなので、やはり行動障がいということに対する、施策の中では具体的に出ている方がいいのかなというふうに思った。
会長	他にあるか。
B 委員	今までを通してだが、1つは、各専門部会等の活動報告で、いろいろと専門部会があるというのを見させていただいたが、この中に、もしできたら権利擁護に関する専門部会みたいなものも作っていただけたら、ありがたいというふう

	に思っている。その権利擁護の中に、他の資料の方に載っていたが、後見制度の利用実数などが、今まだ6件とか4件とか、非常に少ないようだが、今後非常に増えると思う。また、県の方で権利擁護に関する訪問支援員というものの養成講座を開いてるようだ。そういうものとあわせて、やはり法律の観点からの施策とか研究も、付け加えていただきたいと思います。 あともう1点、手話をしてる友人がいるが、その方は、聴覚障がいというよりは、感覚過敏っていう障がいがあって、その中で、耳が非常に聞こえにくい、難聴とまではいかないが。大きな雑音とかが入ったりすると、言っていることが聞き取れなくなったり、精神的な体調の変化によって、耳が聞こえにくくなったりという障がいを抱えてる、友人というか仲間がいる。彼女たちは聴覚障がいの方にもなかなか、くっきり区別されないし、精神障がいの方でもないし、なにかその狭間みたいなところにいるというようなことを言っており、そういった方たちのサポートというのも、何か支援に入れていただけたらなっているように思った。
会長	何というか、2つ目の話だと特に枠に入りにくい、そういった人たちに対して考える視点観点があるぞというところである。
E 委員	お友達の方は発達障がいの診断とか受けてはいるか。発達障がいの中の感覚過敏の中で、たまにそういう症状が出る方があるかなと思うが。
B 委員	発達障がいの診断を受けてるかどうかはちょっと存じあげてないが、どちらかというと聴覚障がいのサポートというよりは精神障がい関係の方の、サポート支援センターとかには入ってるような感じ。でも彼女は手話も勉強していて、聞き取れないときは手話も使ったりするっていうことは言っていた。
会長	まさに複合型というのが重なり合っているというか、聴覚障がいじゃない人も、手話を使っているという方も確かにたくさんいるので、そちらの方が都合がいいというか、便利だというか。そういった方がコミュニケーションしやすいっていう方も確かおられるので、どこの枠に収めるのかと考えるのか、或いは重なっていくようなところでの施策を考えていくのかということも1つ、議論が要るのかなと思って聞かせてもらった。 権利擁護専門部会に云々という話は、これはまたちょっと時間かかるんじゃないかと思うが、内容を変えていくとか、というふうに思っているがそれぞれでよろしいのか。作れると作れないみたいな話じゃなく。
事務局	先ほどもいろんな形で地域の課題を今出していてその中で重要なものから、専門部会を作っているが、権利擁護についてもその部会がいいのか、何か他のと

	ここで検討できる場所があるかとか、そういうことを今日ご意見を伺ったので、本当に後見人のことなどいろいろな課題が出てきていることは今もお聞きして確かにそうだなという部分もあるので、考えていきたいと思う。 また、狭間の方についても、市の方で必ず精神とか身体とか障がい者の手帳がないといけないといったことは全くないので、お困りの内容に応じ、障がいの部分で対応できる場所があれば、いろいろな支援が必要であれば支援の方も考えることはできると思う。計画のところはまた考えていかないといけないかなと思う。
会長	引き続いての検討、よろしくをお願いしたい。
F 委員	1 点だけ、提言というか確認。この専門部会は、それぞれ 3 年かけて、各相談員が一生懸命、月 1 回開いてきたので、ちょうど今年度、この現部会が 3 年目の仕上げに入っていると思う。ぜひ各専門部会で取りあげてまとめた、課題或いは問題、或いは自分たちがやってきたことについては、それで終わりではなくて、ちょうど来年度からまた 3 年間の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の時期と重なっているので、是非とも一生懸命やってきたことを取りあげていただき、3 年間の福祉計画、障がい児福祉計画に専門部会の意見が反映するように、力を貸してあげていただきたいと思います。それによってまた部会も、次の 3 年間に向けての方針が決まると思うので、運営会議を通して協議会にあげて、意見が反映した 3 年計画になりますように、どうぞよろしくお願いする。
会長	とても重要なお指摘である。私達の方にもいただきたい情報をたくさんお持ちだと思う。よろしく願いたい。 これで議事を終わらせていただき、事務局の方にお返しする。
事務局	会長ありがとうございました。 おかげさまで皆様からたくさんのご意見をいただくことができた。 ここで本年度の協議会の開催回数について改めてご説明する。資料 1－3 でもご説明したが、令和 8 年度は年 4 回の開催を予定しており、次回は 9 月下旬を予定している。日程調整については後日また改めてご連絡させていただくのでよろしくお願いしたい。 以上で閉会とする。